

佐賀県規則第25号

佐賀県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県家畜改良増殖法施行細則（昭和26年佐賀県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（略語）</u></p> <p>第1条 この細則で「法」とは家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）を「規則」とは家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）をいう。</p> <p>（家畜人工授精用精液の採取回数）</p> <p>第3条 法第12条但書の規定による知事の定める回数は1年につき30回とする。</p> <p>（講習会の開催）</p> <p>第4条 法第16条第2項第2号の規定により行う講習会に関しては別に知事が定める。</p> <p><u>（家畜人工授精所開設の許可）</u></p> <p>第5条 知事は法第24条の規定による許可を与えたときは、様式第1号の許可証及び様式第2号による標識を交付する。</p> <p><u>2 前項の標識は、当該施設の見易い場所に掲示して置かなければならない。</u></p> <p>（家畜人工授精所の種畜）</p> <p>第6条 法第27条の規定による家畜人工授精所の種畜は、次の規格に適合したものでなければならない。</p> <p>(1) 血統明確なもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 資質管理共に優秀なもの</p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この細則は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）の施行に関し、家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（家畜人工授精用精液の採取回数）</p> <p>第3条 法第12条ただし書の規定による知事の定める回数は、1年につき30回とする。</p> <p>（講習会の開催）</p> <p>第4条 法第16条第2項の規定により行う講習会に関しては、別に知事が定める。</p> <p>（家畜人工授精所の種畜）</p> <p>第5条 法第27条の規定による家畜人工授精所の種畜は、次の規格に適合したものでなければならない。</p> <p>(1) 血統明確なもの <u>（豚を除く。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>発育資質共に優秀なもの</u></p>

改正前		改正後
<p>(4) <u>体型は家畜の種類別に次の審査標準によるそれぞれの得点以上のもの</u></p>		
<u>種類</u>	<u>審査標準</u>	<u>得点</u>
和牛	社団法人全国和牛登録協会（昭和23年12月28日に社団法人全国和牛登録協会という名称で設立された法人をいう。）が定める黒毛和種審査標準	75点
乳牛	社団法人日本ホルスタイン登録協会（昭和24年2月8日に社団法人日本ホルスタイン登録協会という名称で設立された法人をいう。）が定めるホルスタイン種体格審査標準	75点
豚	社団法人日本養豚協会（昭和24年1月20日に社団法人日本種豚登録協会という名称で設立された法人をいう。）が定める種豚登録審査基準	75点
緬羊	社団法人畜産技術協会（昭和40年7月1日に社団法人畜産技術協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が定める日本コリデール種緬羊審査標準	73点
山羊	社団法人畜産技術協会が定める日本ザーネン種体格審査標準	73点
<p>2 <u>馬は別に県の定めるものによる。</u></p> <p><u>（家畜人工授精用精液の契約）</u></p> <p>第7条 <u>法第27条の規定による契約等をし、又はその変更をした場合は、様式第3号によりそのつど知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（種付報告）</u></p>		

改正前	改正後
<p><u>第8条 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は家畜人工授精師は、毎年12月31日現在における自然種付け又は家畜人工授精成績を様式第4号により、家畜受精卵移植成績を様式第5号により翌年1月31日までに知事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(家畜人工授精所開設者の変更届)</u></p> <p><u>第9条 家畜人工授精所の開設者は、規則第32条の申請事項に変更を生じたときは、速やかに様式第6号により変更届出書を知事に提出しなければならない。</u></p>	

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。